

海老名市埋蔵文化財届出等の手引き

令和6年4月1日施行

海老名市教育委員会

【例言】

1 海老名市埋蔵文化財届出等の手引きについて

この「海老名市埋蔵文化財届出等の手引き」（以下、「手引き」という。）は、海老名市内において土木工事等を実施する際に係る埋蔵文化財の事務等について示したもので、関連する法令、基準、遺跡分布地図等を併せて掲載したものです。

2 提出書類の様式について

照会書、届出等の様式については、海老名市のホームページからダウンロードできます。

ダウンロード先：<http://www.city.ebina.kanagawa.jp>

《海老名市－暮らし－暮らしのガイド－届出・証明－埋蔵文化財の届出（土木工事・建築等）
－土木工事等を行う際の埋蔵文化財に係る手続きについて》

3 「包蔵地一覧表」「指定史跡一覧表」「遺跡分布地図」について

「包蔵地一覧表」「指定史跡一覧表」「遺跡分布地図」は令和元年12月31日現在のもので、遺跡（包蔵地）範囲は、不時発見・発掘調査によって年度途中でも追加、変更などがありますので、市教育委員会教育総務課で最終確認をしてください。

掲載している遺跡分布地図は、神奈川県教育委員会が発行しているものの写しで海老名市遺跡分布地図のため、市外の遺跡（包蔵地）については隣接しているものでも記載されていません。

遺跡（包蔵地）での土木工事等の届出が必要な地域は、「包蔵地」の隣接地を含みますので、工事等の予定地が近接している場合は、市教育委員会教育総務課で確認してください。

4 問い合わせ先

海老名市教育委員会教育総務課文化財係

海老名市中新田 377 番地 えびなこどもセンター 2 階

電話：046-235-4925（直通） ファックス：046-231-0277

5. 版歴

第1版	H12. 10. 02	
第2版	H12. 12. 07	包蔵地一覧の変更増補
第3版	H14. 04. 18	包蔵地一覧の変更増補
第4版	H14. 06. 26	包蔵地一覧の変更増補
第5版	H17. 02. 01	包蔵地一覧の変更増補
第6版	H17. 04. 01	文化財保護法改正に伴う修正
第7版	H18. 06. 01	指定史跡一覧の変更増補
第8版	H19. 04. 01	県埋蔵文化財事務処理要綱の改正に伴う修正、包蔵地一覧の変更増補
第9版	H20. 05. 01	包蔵地一覧・指定史跡一覧の変更増補
第10版	H21. 05. 01	遺跡分布地図の追加、包蔵地一覧・指定史跡一覧の変更増補
第11版	H22. 04. 01	関連法令等の改正に伴う修正
第12版	H23. 05. 15	史跡名勝天然記念物指定範囲図を追加、関連法令等の改正に伴う修正、遺跡分布地図・指定一覧の変更増補
第13版	H24. 05. 21	遺跡分布図、記入例の更新
第14版	H25. 04. 10	市所管課変更
第15版	H26. 04. 10	包蔵地一覧の変更増補
第16版	H27. 04. 15	包蔵地図及び包蔵地一覧の変更増補
第17版	H28. 04. 15	包蔵地一覧の変更増補
第18版	H29. 05. 15	時点修正
第19版	H30. 04. 02	包蔵地図及び包蔵地一覧の変更増補、問い合わせ先の変更
第20版	H31. 04. 01	関連法令等の施行・改正に伴う修正、包蔵地一覧の変更増補
第21版	R2. 04. 01	各種届出の書式修正、包蔵地一覧の変更増補
第22版	R3. 04. 01	押印の廃止に伴う各種届出の書式修正、包蔵地一覧の変更増補
第23版	R4. 04. 01	包蔵地一覧の変更増補
第24版	R5. 04. 01	遺跡分布図の更新、包蔵地一覧の変更増補
第25版	R6. 04. 01	遺跡分布図の更新、記入例の更新

【目次】

I. 埋蔵文化財に係る手続きについて

- 1. 埋蔵文化財とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 埋蔵文化財に係る手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 埋蔵文化財に係る手続き等・・・・・・・・・・・・・・ 2

II. 提出書類

- 1. 書類の種別と添付図面等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2. 書類記入例
 - (1) 埋蔵文化財試掘調査に関する照会書・・・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 埋蔵文化財包蔵地試掘調査依頼書・・・・・・・・・・・・ 10
 - (3) 埋蔵文化財発掘の届出について・・・・・・・・・・・・ 11
 - (4) 発掘調査承諾書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (5) 埋蔵文化財発掘調査依頼書・・・・・・・・・・・・ 14
 - (6) 発掘調査承諾書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

III. 発掘調査について

- 1. 記録保存調査と学術調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2. 記録保存のための発掘調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3. 記録保存調査の原因者負担の原則・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 4. 発掘調査費の損金扱い等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

IV. 法令等

- 文化財保護法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 海老名市文化財保護条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 海老名市文化財保護条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 海老名市埋蔵文化財発掘調査実施要綱・・・・・・・・・・・・ 19
- 神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱基準・・・・・ 18

V. 埋蔵文化財包蔵地・指定史跡

- 1. 埋蔵文化財包蔵地一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2. 指定史跡一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 3. 指定天然記念物一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 4. 遺跡分布地図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 5. 史跡・天然記念物指定範囲図・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

I. 埋蔵文化財に係る手続きについて

1. 埋蔵文化財とは

埋蔵文化財とは「地下に埋蔵されている文化財」で一般的にいう「遺跡」です。埋蔵文化財には住居跡・古墳等のように土地に築かれている「遺構」と、土器・瓦等のような「遺物」があり、このような埋蔵文化財が存在する土地を「埋蔵文化財包蔵地」と言います。

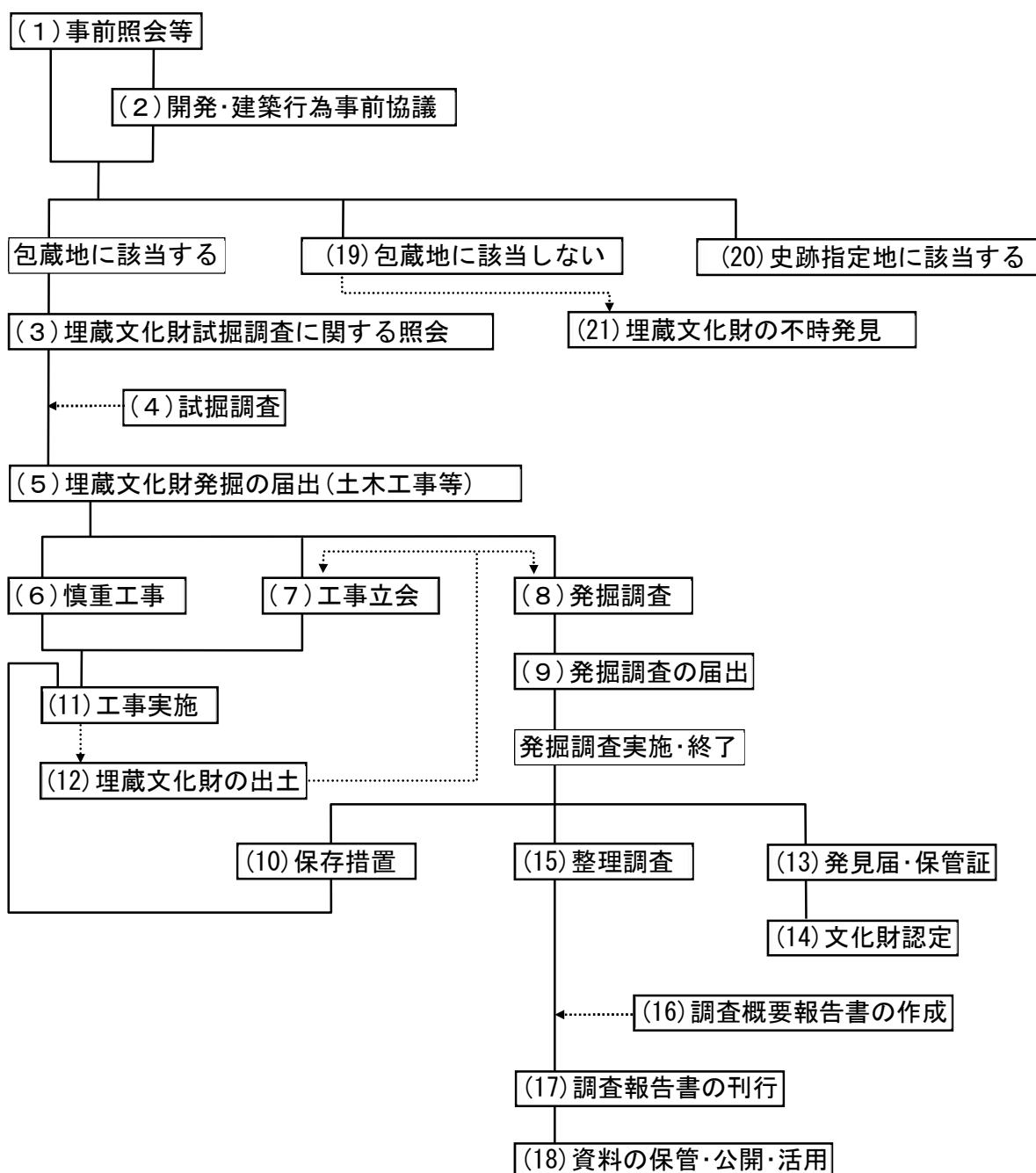
埋蔵文化財包蔵地は、古文書や分布調査、発掘調査、工事等による不時の発見等によってその範囲を定めています。

【関連法規】文化財保護法第2条、第92条、第93条

海老名市文化財保護条例第21条、第22条

海老名市文化財保護条例施行規則第21条

2. 埋蔵文化財に係る手続きの流れ



3. 埋蔵文化財に係る手続き等

(1) 事前照会等

神奈川県もしくは海老名市に備え付けの「海老名市遺跡地図」で包蔵地に該当するか否かを確認してください。

○該当する場合 → (3) 埋蔵文化財試掘調査に関する照会

- ・土木工事等場所が埋蔵文化財包蔵地内にある。
- ・土木工事等区域の一部が埋蔵文化財包蔵地内にかかる。
- ・土木工事等範囲が埋蔵文化財包蔵地に接している。

○該当しない場合 → (19) 埋蔵文化財包蔵地に該当しない

- ・土木工事等場所が埋蔵文化財包蔵地内でない。
- ・土木工事等区域の一部が埋蔵文化財包蔵地内にかからない。
- ・土木工事等範囲が埋蔵文化財包蔵地に接しない。

「遺跡分布地図」と照合した上で回答します。

電話による照会の場合は、地図等を事前にファクシミリ等で送信してください。

(2) 開発・建築行為事前協議

○包蔵地に該当する場合 → (3) 埋蔵文化財試掘調査に関する照会

○包蔵地に該当しない場合 → (19) 埋蔵文化財包蔵地に該当しない

(3) 埋蔵文化財試掘調査に関する照会

土木工事等が埋蔵文化財包蔵地内で行われる場合に、「埋蔵文化財試掘調査に関する照会書」に図面を添付して提出してください。

【必要書類】「埋蔵文化財試掘調査に関する照会書」

【添付資料】案内図、現況図、配置図、工事計画図：各 1 部

【備考】記載例（P. 9）を参照してください。

○事前に試掘調査が必要 → (4) 試掘調査

○事前に試掘調査は不必要 → (5) 埋蔵文化財発掘の届出

試掘調査の有無について文書にて市教育委員会より回答します。

(4) 試掘調査

試掘調査が必要な場合、事前に「埋蔵文化財試掘調査依頼書」を提出してください。

【必要書類】「埋蔵文化財試掘調査依頼書」

【備考】記載例（P. 10）を参照してください。

○試掘調査終了後 → （5）埋蔵文化財発掘の届出

○試掘調査を実施する理由

埋蔵文化財包蔵地内であっても、地点により遺構・遺物の分布が均一ではなく、耕作等で破壊されている場合もあります。このため埋蔵文化財の存否、存在する場合の埋蔵文化財の深度・範囲・おおよその時期等を把握するため試掘調査を行います。

○試掘調査の実施方法

事業者からの依頼を受け、原則として市教育委員会が費用を負担して実施します。

○試掘調査の成果

試掘調査の成果は、すみやかに事業者へ文書等で報告いたします。

(5) 埋蔵文化財発掘の届出【文化財保護法第 93 条】

工事着手の 60 日前までに「埋蔵文化財発掘の届出について」を提出してください。

ここでいう「発掘」とは「発掘調査」のことではなく、埋蔵文化財の調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘することを伴う行為（土木工事等）のことです。

【必要書類】「埋蔵文化財発掘の届出について」

【添付資料】当該土木工事を示す図面。

【備考】記載例（P. 11、12）を参照してください。

○「慎重工事」「工事立会」の場合 → 6. 慎重工事

→ 7. 工事立会

○「発掘調査」の場合 → 8. 発掘調査

この届出に対して神奈川県教育委員会から「発掘調査」「工事立会」「慎重工事」等の指示が市教育委員会を通じて届出者に通知されます。

神奈川県教育委員会からの通知が届出者等に送付されるのは届出から約 1 ヶ月後です。

埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を行う場合の対応は、「発掘調査」「工事立会」「慎重工事」の 3 種で、その適用区分は「神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取り扱い基準」（P. 18）に従って判断します。

(6) 慎重工事

神奈川県教育委員会からの「通知」に基づき実施します。

○慎重工事の方法 → (11) 工事実施

埋蔵文化財包蔵地において計画されている土木工事等が掘削を伴わない場合、掘削箇所に埋蔵文化財が遺存しないことが明らかな場合等は「慎重工事」となります。

【適用詳細】 神奈川県内における開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱基準 (P. 20)

(7) 工事立会

神奈川県教育委員会からの「通知」に基づき実施します。

○工事立会の方法 → (11) 工事実施

埋蔵文化財包蔵地において計画されている土木工事等が埋蔵文化財を破壊しないもの、あるいは3m以下の盛土である場合等が「工事立会」となります。

【適用詳細】 神奈川県内における開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱基準 (P. 20)

(8) 発掘調査

神奈川県教育委員会からの「通知」に基づき実施します。

○発掘調査の届出 → (9) 発掘調査の届出

個人が行う事業に伴い、海老名市教育委員会が実施する発掘調査の対象については、「海老名市埋蔵文化財発掘調査実施要綱」において定めています。

調査の際には、「埋蔵文化財発掘調査依頼書」(P. 14)、土地所有者の「発掘調査承諾書」(P. 15)を提出して下さい。

【必要書類】「埋蔵文化財発掘調査依頼書」、「発掘調査承諾書」

(9) 発掘調査の届出

調査主体者・調査機関は、発掘調査に際しては届出の提出をしてください。この届出の添付書類に土地所有者の「発掘調査承諾書」(P. 13)が必要です。

【必要書類】「発掘調査承諾書」

調査主体者は、発掘調査に着手しようとする30日前までに「埋蔵文化財発掘調査の届出について」の提出が必要です。

(10) 保存措置

○記録保存

発掘調査の結果、特に重要と思われる埋蔵文化財が確認されなかった場合には、発掘調査の記録（図面、写真等）のみを保存し、現地の遺構については土木工事等によって破壊してしまうことをいいます。ただし、遺物については現物を保存します。

○現状保存

発掘調査の結果、特に重要と思われる埋蔵文化財が確認された場合には現状保存を要請することがあります。

現状保存の方法としては、いくつかの方法があります。

①盛土保存

事業区の一部あるいは全部、または重要と思われる部分のみについて盛土を行い、掘削等が埋蔵文化財に及ばないようにして工事を施工する方法。

②計画変更

事業計画を変更し、重要な部分を緑地帯や公園として保存する方法。

③史跡指定

重要な埋蔵文化財が発見された場合に土地所有者の承諾を得て、該当地を史跡指定して保存する方法。

史跡指定範囲内においては、現状変更等の制限があります。

発掘調査終了後（場合によっては発掘調査中）に事業者、調査主体者、海老名市教育委員会の三者で立会をし、保存方法（記録保存、現状保存等）の協議を行います。

(11) 工事実施

○慎重工事の場合

施工にあたっては海老名市教育委員会の立会等は必要ありません。ただし、施工中に埋蔵文化財を発見した場合は市教育委員会に発見の連絡をしてください。

○工事立会の場合

掘削を伴う工事の実施にあたっては市教育委員会の立会が必要となりますので着工日が決定した段階ですみやかに連絡をしてください。

○記録保存の場合

発掘調査を実施し、記録保存措置を講じた後に工事を施工してください。

○現状保存の場合

重要な遺構の一部もしくは全部を盛土等の養生した上で施工することになります。

○発見の届出 → (12) 埋蔵文化財の出土

慎重工事・工事立会・工事中において埋蔵文化財が発見され、なおかつ工事によってその埋蔵文化財の価値が損なわれるほど破壊されてしまうような場合には工事を止めて発掘調査を実施する場合があります。

(12) 埋蔵文化財の出土

「慎重工事」「工事中」に埋蔵文化財が発見された場合は、現状を変更することなくすみやかに市教育委員会に連絡してください。

工事によって破壊される範囲が狭小である場合はそのまま施工を継続できることもあります。が、埋蔵文化財の価値が損なわれるほど破壊される範囲が大きい場合には工事の停止と発掘調査を求めることがあります。

(13) 発見届・保管証

試掘調査・発掘調査等によって出土した埋蔵文化財は、遺失物法の適用を受けるため、発見者が発見後7日以内に出土地点を管轄する警察署に「発見届」を提出しなければいけません。所有者が判明するまでの間は、発見者が保管をすることから神奈川県教育委員会に「保管証」を提出します。

(14) 文化財認定

発見された埋蔵物が文化財として認定された場合、神奈川県教育委員会から「文化財認定通知」が市教育委員会を経由して発見者と土地所有者に送付されます。出土品の所有者が不明の場合には、その所有権は、神奈川県教育委員会に帰属します。

(15) 整理調査

出土品の整理を行い、報告書を刊行するために行う調査です。発掘調査で出土した土器・石器等を洗浄・復原し、図面化、写真撮影等を行い、報告書の刊行の準備を行います。

(16) 調査概要報告書の作成

発掘調査完了後、6ヶ月以内に調査報告書が刊行できない場合は、その概要を記した「概要報告書」を提出します。「概要報告書」は、市教育委員会を経由して神奈川県教育委員会に送付されます。

(17) 調査報告書の刊行

発掘調査の記録を調査報告書として刊行します。
調査報告書の刊行をもって「記録保存」が完了します。

報告書は、公共機関（図書館、資料館等）で一般に公開します。

(18) 資料の保管・公開・活用

埋蔵文化財は、地域の歴史を語るものとして海老名市が資料館等での公開、学校教育での活用等をはかります。

(19) 埋蔵文化財包蔵地に該当しない

埋蔵文化財包蔵地に該当しない場合は、届出等を提出する必要はありません。
ただし、工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、届出をしてください。

(20) 史跡指定地に該当する

史跡指定地（国、県、市）に該当する場合は、「現状変更申請」を提出し、「現状変更許可」を受けないと工事施工できません。

土木工事等の内容や史跡によって適用が異なりますので個別に市教育委員会等と協議をしてください。史跡の価値を損なうような工事、建替等はできないことがあります。

(21) 埋蔵文化財の不時発見【文化財保護法第96条】

埋蔵文化財包蔵地外での土木工事等施工中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく速やかに発見した旨を報告してください。

【必要書類】「遺跡発見の届出について」

工事によって破壊される範囲が狭小である場合はそのまま施工できることもありますが、埋蔵文化財の価値が損なわれるほど破壊される範囲が大きい場合には工事の中止と発掘調査を求めることがあります。

Ⅱ. 提出書類

1. 書類の種別と添付図面等

記載方法については「2. 書類記入例」を参照してください。

様式は、市のHP (<http://www.city.ebina.kanagawa.jp>) からダウンロードできます。

文書名	部数、添付書類等	
□(1) 埋蔵文化財試掘調査に関する照会書	照会人	事業者等
	提出先	海老名市教育委員会（教育総務課文化財係）
	部 数	1 部
	図 面	必要 ①案内図 ②現況図 ③配置図 ④工事計画図（基礎伏図・断面図等）
	押 印	不要
□(2) 埋蔵文化財試掘調査依頼書	依頼人	事業者等
	提出先	海老名市教育委員会（教育総務課文化財係）
	部 数	1 部
	図 面	不要※照会の段階と内容が変更になった場合は、図面の添付が必要となることがあります。
	押 印	自署又は押印
□(3) 埋蔵文化財発掘の届出	届出人	事業者等
	提出先	海老名市教育委員会（教育総務課文化財係）
	部 数	2 部
	図 面	必要（2部ともに図面を添付してください） ①案内図 ②現況図 ③配置図 ④工事計画図 ⑤造成計画図（平面、断面図等） ⑥建物・工作物基礎図（平面、断面図等） ⑦掘削を伴う工種の図面（平面、断面図等） ⑧その他、届出（通知）に係る土木工事等の概要を示す図面
	押 印	不要
□(4)(6) 発掘調査承諾書	承諾者	土地所有者
	提出先	発掘調査組織もしくは海老名市教育委員会
	部 数	1 部
	押 印	自署又は押印
□(5) 埋蔵文化財発掘調査依頼書	依頼者	事業者等
	提出先	海老名市教育委員会（教育総務課文化財係）
	部 数	1 部
	押 印	不要

2. 書類記入例

(1) 埋蔵文化財試掘調査に関する照会書

- ※1 代理人がない場合は記入不要。法人等で所管部署がある場合は部署名を記入してください。
- ※2 工事計画地の場所を**地番**で記入してください。
- ※3 地盤改良が未定の場合、決定予定時期を記入してください。

受付番号	一埋一
------	-----

埋蔵文化財試掘調査に関する照会書

下記の土木工事等を計画する場所が文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地であることから
試掘調査の有無について照会します。

海老名市教育委員会 宛

照会日 00 年 00 月 00 日

照会者 (事業者)	氏名 名称等	海老名 市郎		
	住所	〒243-0492 海老名市上郷 476		
代理人等	氏名 名称等	温故設計(株) 代表 有馬 町夫 ※1	連絡先 電話番号	046-231-2111
	住所	〒243-0405 海老名市社家 4032	担当者名	有馬
土木工事等・照会の概要				
場 所	海老名市 勝瀬 175 番 1	※2 地番で記入	包蔵地No.	No. 100
種 別	〔集合住宅、 <u>個人住宅</u> 、工場、店舗、個人住宅兼工場又は店舗、学校建設、道路、鉄道、河川改修、宅地造成、土地区画整理、公園造成、ガス・水道・電気、農業関係事業、擁壁、浄化槽、駐車場、土砂採取、盛土、埋土、切土、その他 ()〕			
建 築 物	〔有・無〕	内 容	地上 (2) 階、地下 () 階、その他 ()	
基 礎	〔有・無〕	構 造	〔布、 <u>ベタ</u> 、杭、その他 ()〕	
		掘削深度	〔 <u>現状</u> 、計画〕地盤から (50) [mm, <u>cm</u> , m] まで掘削	
地盤改良	〔有・無・未定〕	改良工法	〔 <u>柱状</u> 、表層、その他 ()〕	
		改良深度	〔 <u>現状</u> 、計画〕地盤から (5.2) [mm, cm, <u>m</u>] まで改良	
工作物等	〔有・無〕	内容 ()	・掘削深度：〔現状・計画〕地盤から () [mm, cm, m] まで ・掘削範囲：() × () m、() m ²	
造 成 等	〔有・無〕	内容 ()	・現状地盤から (2.5) m まで盛土 ・現状地盤から (1.5) m まで切土	
擁 壁	〔有・無〕	〈既存擁壁の改良も含む〉内容 ()	・擁壁基礎の掘削深度：〔現状、計画〕地盤から () m まで ・擁壁基礎の掘削範囲：() × () m、() m ²	
予定工期	(00 年 00 月 00 日 から 00 年 00 月 00 日 まで)			
そ の 他	※3 地盤改良が未定の場合、決定予定時期を記入			

※ 太枠内についてすべて記入してください。

※ 裏面の注意事項をよくお読みのうえ作成・提出してください。

※ 計画されている土木工事等についての概要をもれなく記載してください。

() 内には具体的内容を [] 内は該当する項目に丸印をつけてください。

(2) 埋蔵文化財試掘調査依頼書

※1 依頼時点での土地所有者を記入してください。事業者と同一の場合は「同上」でかまいません。

埋蔵文化財試掘調査依頼書

海老名市教育委員会 宛

埋蔵文化財の試掘調査を下記のとおり依頼します。

依 頼 年 月 日		00 年 00 月 00 日
依 頼 者 (事業主体者)	氏 名	海老名 市郎
	住 所	海老名市上郷 476
土 地 所 有 者 (依頼者と同じ場合は「同上」と記入してください)	氏 名	海老名 町子 ※1 印 ※自筆で署名した場合、押印を省略できます。
	住 所	海老名中新田 3291
	電話番号	
試 掘 調 査 依 頼 場 所		海老名市 勝瀬 175 番地
該当する埋蔵文化財包蔵地		海老名市 No. 100 遺跡
試掘調査を必要とする理由 (該当項目を○で囲んでください)		道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気 農業基盤整備事業(農道等含む) その他農業関係事業 土砂採取 その他工事 ()

※ 太枠内のみ記入してください。

(3) 埋蔵文化財発掘の届出について

※1 工事着工前(60日前まで)に届出をしてください。

※2 事業主体者(施主)の氏名・住所を記入してください。

第2号様式(表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第 号
00年00月00日

※1

神奈川県教育委員会教育長 殿

住 所 海老名市上郷476

※2

氏名等 海老名 市郎

埋蔵文化財発掘の届出について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項、同第184条第1項及び文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第5条第2項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届け出ます。

記

1. 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
2. 土木工事等をしようとする土地の面積
3. 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
4. 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
5. 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
6. 当該土木工事等の主体となる者(当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者)の氏名及び住所(法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)
7. 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
8. 当該土木工事等の着手の予定時期
9. 当該土木工事等の終了の予定時期
10. その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

- ※ 1 届出時点での土地所有者を記入してください。
- ※ 2 該当している遺跡の数を記入してください。
- ※ 3 工事主体者は、届出人と同一（事業主、施主）です。
- ※ 4 届出人（事業主、施主）から工事を請け負った人を記入してください。
- ※ 5 施工業者を記入してください。決まっていない場合は「未定」と記入してください。

(裏)		別 記	
93 条第 1 項		県文書番号	第 号・ 年 月 日
1. 所 在 地	海老名市勝瀬 175 番地		
2. 面 積	200.56 m ²		
3. 土地所有者	住 所： 海老名市中新田 3291 氏名等： 海老名 町子 ※1		
4. 遺跡の種類	☒ 散布地 ☒ 集落跡 貝塚 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 やぐら その他の墓 生産遺跡 都市遺跡 その他の遺跡 ()		
遺跡の名称	子宝遺跡 (県遺跡番号 100) 員数 1 ※2		
遺跡の現状	☒ 宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 ☒ 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()		
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 ☒ 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業（農道等含む） その他農業関係事業 土砂採取 その他工事 ()		
工事の概要	木造 2 階建て 1 棟		
6. 工事主体者	住 所： 海老名市上郷 476 ※3 氏名等： 海老名 市郎 住 所： 海老名市国分南 1-6-36 ※4 氏名等： 株式会社温故建設 代表取締役 高座 太郎		
7. 施行担当責任者	住 所： 海老名市国分南 1-6-36 ※5 氏名等： 株式会社温故建設 高座 次郎		
8. 着手予定時期	00 年 00 月 00 日	9. 終了予定時期	00 年 00 月 00 日
10. 参考事項			
指 示 事 項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ()		
〔注意事項〕			
①太線内は届出者が記入。②指示事項欄は県教育委員会で記入。			
③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入。			

(4) 発掘調査承諾書（調査者が海老名市教育委員会以外）

※1 届出時点での土地所有者を記入してください。

※2 発掘調査を実施する（発掘調査を委託した）調査組織名を記入してください。

発掘調査承諾書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県教育委員会教育長 殿

住 所 海老名市上郷476 ※1

氏 名 海老名 市郎 印

※本人が自筆で記入したときは、押印を省略できます。

※2

次の土地において、**海老名文化財研究所**が、埋蔵文化財の発掘調査を実施することを承諾します。

なお、当該発掘調査による出土品については、文化財保護法の趣旨に鑑み、貴職にその処置を委ね、権利を放棄します。

発掘調査予定地： **海老名市勝瀬175番地**

※ 調査予定地の所在及び地番を記入してください。

調査予定地が複数の筆の土地に分かれ、かつ土地所有者が複数名いる場合については、各土地所有者が所有している土地（筆）のみを記載してください。

(5) 埋蔵文化財発掘調査依頼書 (海老名市埋蔵文化財発掘調査実施要項 P.19 に基づく発掘調査)

第1号様式 (第3条関係)

埋蔵文化財発掘調査依頼書

海老名市教育委員会 宛

海老名市埋蔵文化財発掘調査実施要綱第3条に基づき、埋蔵文化財の発掘調査を依頼します。

依 頼 年 月 日		〇〇年 〇〇月 〇〇日
依 頼 者 (事業主体者)	氏 名	海老名 市郎
	住 所	海老名市上郷476
発 掘 調 査 依 頼 場 所		海老名市 勝瀬175番地
該当する埋蔵文化財包蔵地		海老名市 No. 〇〇 遺跡
発掘調査を必要とする理由		※どちらかにチェックを付けて下さい。 ☐ 事業者個人が専ら居住するための住宅建設事業 ☐ 店舗等併用住宅で、事業者個人が専ら居住するための併用住宅建設事業（店舗等部分と個人住宅部分の延床面積比により発掘調査面積を按分し、店舗等部分に相当する発掘調査面積が100㎡以下の事業）

添付書類：事業者個人が専ら居住するための住宅であることを示す書類
(建築確認申請控え、住宅新築のための借入金を示す書類など)

※ 太枠内のみ記入してください。

(6) 発掘調査承諾書（海老名市埋蔵文化財発掘調査実施要項 P.19 に基づく発掘調査）

第2号様式（第3条関係）

発掘調査承諾書

年 月 日

海老名市教育委員会教育長 宛

住 所 海老名市上郷476 ※1

氏 名 海老名 市郎 印

※本人が自筆で記入したときは、押印を省略できます。

次の土地において、海老名市教育委員会が、埋蔵文化財の発掘調査を実施することを承諾します。

なお、当該発掘調査による出土品については、文化財保護法の趣旨に鑑み、貴職にその処置を委ね、権利を放棄します。

（発掘調査予定地）海老名市

※ 調査予定地の所在及び地番を記入してください。

調査予定地が複数の筆の土地にわかれ、かつ土地所有者が複数いる場合については、各所有者が所有している土地（筆）のみを記載してください。

※1 届出時点での土地所有者を記入してください。

Ⅲ. 発掘調査について

1. 記録保存調査と学術調査

埋蔵文化財は、古墳、城跡、寺院跡等のように地上に明確な遺構を残すものは少なく、大半が地下に埋もれた状態にあります。

そのため地上からの観察・調査だけでは埋蔵文化財を把握することができないため、「発掘調査」という手法を用いて埋蔵文化財を把握します。

発掘調査は、埋蔵されているものを掘り出す作業であることから発掘調査そのものある種の埋蔵文化財の破壊行為となりますので、文化財保護の観点からすればできる限り発掘調査は実施しない方が好ましいとされています。

しかし、「埋蔵文化財は現在生活が営まれている地域の土地にあること」「包蔵地である土地を所有する人の生活権・所有権・財産権は保障しなくてはならないこと(文化財保護法第4条第3項)」「史跡指定・公有地化をすべての包蔵地に適用できないこと」から「現状保存」にかわる改善の保護策として「記録保存」をとっているのが現状です。

「記録保存」とは、埋蔵文化財を発掘調査し、その記録(実測図、写真等)と出土遺物を保存し、現地の遺構については破壊してしまうことをいいます。本来、埋蔵文化財は現状で保存されることが望ましいのですが、その保存のために一方的に土地所有者もしくは事業者の財産権・生活権等を制限することはできません。

よって土地所有者もしくは事業者の事情により包蔵地内で埋蔵文化財に影響を及ぼすような工事等を実施する場合には記録保存措置を講じることになります。また、埋蔵文化財を学術的に解明するため、あるいは保存のために必要な基礎資料を得るために実施する発掘調査を「学術調査」といいます。

2. 記録保存のための発掘調査

試掘調査の成果に基づいて埋蔵文化財が破壊される範囲及び恒久的な工作物等が設置される部分について、神奈川県内における開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱基準に基づく記録保存を前提とした発掘調査を実施することになります。これを「本格調査」といいます。

試掘調査で埋蔵文化財の範囲が限定できなかった場合や事業地が広大で試掘調査の結果だけでは本格調査の調査費用及び調査期間の積算ができないような場合には「範囲確認調査」を実施することがあります。

範囲確認調査は、事業(対象)区域の約10%の面積を発掘調査するのが一般的です。

3. 記録保存調査の原因者負担の原則

記録保存のための調査費用については、従来から原因者(事業者)負担を求めています。これは、当該の埋蔵文化財を調査する原因が事業者側にあるためとされています。

ただし、事業者自らが居住するための専用住宅については「海老名市埋蔵文化財発掘調査実施要綱」に基づき海老名市教育委員会が実施することができます。

4. 発掘調査費の損金扱い等

詳細については最寄りの税務署等へ相談・問い合わせをしてください。

【法人税基本通達 7-3-11 の4】

法人が工業用地等の造成に伴い埋蔵文化財の発掘調査等をするために要した費用の額は、土地の取得価額に算入しないで、その支出をした日の属する事業年度の損金の額に算入することができる。ただし、文化財が埋蔵されている土地をその事情を考慮して通常の価額より低い価額で取得したと認められる場合における当該発掘調査等のために要した費用の額についてはこの限りでない。

IV. 法令等

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 1 章 総則

第 1 条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

第 2 条 この法律で「文化財」とは次に掲げるものをいう。

1 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの(カッコ内、省略)並びに考古資料及びその他学術上価値の高い歴史資料(カッコ内、省略)

2 (省略)

3 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国の国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

4 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(カッコ内、省略)及び地質 鉱物(カッコ内、省略)で我が国にとって学術上価値の高いもの

5、6 [省略]

第 4 条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を務めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第 4 章 埋蔵文化財

第 92 条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の 30 日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

第 93 条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする

る場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30 日前」とあるのは、「60 日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2～5〔省略〕

第96条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3月を超えることができない。

3～10〔省略〕

第99条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、第1項の発掘に関し、事業者に対して協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

海老名市文化財保護条例（平成31年条例第8号）

第1章 総則

（市の責務）

第3条 市は、文化財が郷土の歴史、文化又は自然を理解するため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上、発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない。

2 海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、文化財の調査、その保存及び活用に関する情報の提供、市民等の自主的な活動の支援、その他の文化財の保存及び活用に関する施策を推

進めるよう努めなければならない。

3 教育委員会は、この条例の執行に当たっては、文化財の所有者その他の関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保存及び活用と他の公益との調整に留意しなければならない。

（市民等の責務）

第4条 市民等（市内に住所を有する者、市内に土地を有する者又は市内で事業を行う者をいう。以下同じ。）は、市及び教育委員会がこの条例の目的を達成するために行う措置に協力するよう努めなければならない。

2 文化財の所有者及びその他の関係者は、文化財が市民にとって貴重な財産であることを認識し、これを公共のために適切に保存するとともに、これを公開するなどその活用に努めなければならない。

第4章 埋蔵文化財

（埋蔵文化財の保護への協力）

第21条 市民等は、埋蔵文化財の現況調査、発掘調査の実施等、教育委員会が埋蔵文化財の保護上必要があると認める措置に協力するよう努めなければならない。

（土木工事等に係る埋蔵文化財に関する照会、協議等）

第22条 教育委員会は、市の区域内において、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で土地の掘削等を行おうとする者から埋蔵文化財に関する照会があった場合は、その取扱いについて回答するものとする。

2 教育委員会は、法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出又は法第94条第1項の規定による通知で、県条例及び神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則（昭和51年神奈川県教育委員会規則第14号）の規定により市が処理することとされた届出又は通知を受理したときは、当該届出又は通知に係る埋蔵文化財の現況を調査（試掘調査を含む。以下「現況調査」という。）し、並びに当該埋蔵文化財の取扱い及び事業計画等について、当該届出をした者又は通知をした者と協議を行うものとする。

3 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、必要があると認める場合には、同項に規定する届出又は通知を受理する前に、現況調査を行うことができる。

海老名市文化財保護条例施行規則（海老名市教育委員会規則第2号）

（埋蔵文化財の照会等の手続き）

第21条 条例第22条の規定による照会、現況調査その他手続きについて、必要な事項は教育長が別に定める。

海老名市埋蔵文化財発掘調査実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び海老名市文化財保護条例（平成31年条例第8号）の趣旨に則り、海老名市教育委員会（以下「市教委」という。）が法第99条第1項の規定に基づき実施する埋蔵文化財の発掘調査（以下「発掘調査」という。）のうち、個人が行う事業に伴い実施するものに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱に基づき市教委が実施する発掘調査の対象は、埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項(昭和54年5月1日文化庁長官裁定。以下「補助要項」という。)

第3項に規定する事業であって、個人が市の区域内において行う以下の事業に伴う発掘調査とする。

- (1) 事業者が個人であり、専らその個人が居住するための住宅建設事業
- (2) 店舗等併用住宅で、事業者個人が専ら居住するための併用住宅建設事業(店舗等部分と個人住宅部分の延床面積比により発掘調査面積を按分し、店舗等部分に相当する発掘調査面積が100㎡以下の事業)

(発掘調査の依頼)

第3条 事業者が、前条の発掘調査を市教委に依頼するときは、市教委に埋蔵文化財発掘調査依頼書(第1号様式)及び発掘調査承諾書(第2号様式)を提出するものとする。この場合において、事業者個人が専ら居住するための住宅であることを示す書類を併せて提出するものとする。

2 事業者と土地所有者が異なる場合は、土地所有者が市教委に発掘調査承諾書を提出するものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、発掘調査の実施等について必要な事項は、教育長が別に定める。

神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱基準

(平成11年3月31日 神奈川県教育委員会)〔最終改正 平成23年3月23日〕

1 趣旨

この基準は、神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

2 埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

この基準において、埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲は、次の各号に示すものとする。

- ① 原則として中世までに属する遺跡
- ② 近世に属する遺跡で、地域において必要なもの
- ③ 近現代に属する遺跡で、地域において特に重要なもの

なお、この基準において、近世の開始は後北条氏が滅亡した西暦1590年とする。ただし、実際の発掘調査においては、便宜的に宝永火山灰を指標として、その降下(西暦1707年)以後を近世として扱う。

また、近現代は、ペリーの来航(西暦1853年)以後とする。

3 用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 取扱い

開発事業等にあって、埋蔵文化財を現状で保存することができない場合に、開発事業等の工事内容によって、それぞれ発掘調査、工事立会、慎重工事の措置をとることをいう。

(2) 発掘調査の措置

開発事業等に先立って記録保存のための発掘調査を行うことをいう。

(3) 工事立会の措置

工事の実施中に神奈川県教育委員会(以下、県教育委員会という。)又は市町村の教育委員会、ある

いは双方の教育委員会の埋蔵文化財専門職員が立会い、埋蔵文化財が確認された場合には、その記録をとる等の措置を講ずることをいう。

(4) 慎重工事の措置

工事実施者に対して、埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上、慎重に工事を実施し、埋蔵文化財を発見した場合は、県教育委員会又は当該地の市町村の教育委員会と連絡をとるよう求めることをいう。

4 発掘調査その他の措置をとる場合の基準

(1) 取扱基準は、別表によるものとする。

(2) ただし、基準の適用にあたっては、次の各号に留意するものとする。

- ア 工事による掘削が埋蔵文化財に及ばない場合であっても、埋蔵文化財を保護するために掘削底面及び側面と遺構確認面及び遺物包含層との間には 30 cm以上の保護層（工事の施工に際して埋蔵文化財を保護するために設ける一定の厚さの土層、あるいは、それに相当する緩衝層）が確保されることが望ましい。
- イ 一時的な盛土や工作物の設置の場合で、その重さによって埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合については、土質条件の相違や活荷重の有無、遺構・遺物の種類による耐荷力の相違等により一律に扱うことが困難なため、個別の事例に即して判断するものとする。
- ウ 別表において発掘調査の対象から除外されたものであっても、施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮し、埋蔵文化財が破壊されることになったり、埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合や相当期間にわたって埋蔵文化財と人との関係が絶たれる結果になる場合には、発掘調査の対象とする。
- エ 農道のうち、基幹農道（広域営農団地農道及び農免道路）及びほ場内農道のうち2車線の幹線農道については、道路構造令に準拠することとされているものであり、発掘調査の対象とする。
- オ 別表1－(3)－①補足事項(ウ)で発掘調査の対象から除外した農道、私道が拡幅、改修等によって調査対象の道路に変更される場合には、別表1－(3)－①補足事項(エ)にかかわらず、既存道路部分についても発掘調査の対象とする。
- カ 別表2－(1)の「対象地域が狭小で通常が発掘調査ができない場合」について、具体的な適用にあたっては、事前に県教育委員会と当該地を管轄する市町村の教育委員会とで協議しておくものとする。
- キ 発掘調査にあたって、工事で掘削される深さまでの間に確認された遺構については、遺跡の状況や安全性等を考慮の上、原則としてその遺構底まで調査することとする。

附則 この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附則 この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

(別表)

神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱基準

1. 開発事業等に先立って記録保存のための発掘調査を行うもの

工事内容	補足事項
(1) 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合	○すべての工事(原則として杭基礎工法、柱状改良工法等の場合を含む) ただし、対象地域が狭小で通常の発掘調査ができない場合は除く。
(2) ①掘削は埋蔵文化財に直接及ばないが、工事によって埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合 ②一時的な盛土や工作物の設置の場合で、その重さによって埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合	○河川改修による流路変更等工事の施工が原因となって埋蔵文化財が影響を受ける場合 ○低湿地等軟弱地盤の埋蔵文化財包蔵地で、盛土や工作物の重さによって埋蔵文化財が変形、又は損壊するおそれがある場合
(3) 恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合	
①道路建設(改良工事を含む)	○すべての工事 ただし、1-(1)、(2)に該当しないもののうち、次のものは除く。 (ア) 一時的な工事用道路、道路の植樹帯、歩道等 (イ) 高架・橋梁の橋脚を除く部分 (ウ) 私道、道路構造令に準拠していない農道 (エ) 道路の拡幅・改修の場合の既存道路部分
②鉄道建設(改良工事を含む)	○①道路建設に準じる
③河川改修	○堤防敷及び河川敷の内の低水路
④ダム建設(砂防堰堤を含む)	○堤体及び貯水池
⑤恒久的な盛土・埋立	○原則として現地表面から3m以上の盛土・埋立 ○地表に古墳・貝塚等が顕在している場合、現状を著しく変える工事
⑥ その他	○産業廃棄物最終処理場

2. 工事の実施中に県又は市教育委員会、あるいは双方の教育委員会の埋蔵文化財専門職員が立ち会い、埋蔵文化財が確認された場合には、その記録を取る等の措置を講ずるもの

工事内容	補足事項
(1) 対象地域が狭小で通常の発掘調査ができない場合	○管・線類の工事等で、遺跡の状況や立地、発掘調査の安全性等の条件により通常の発掘調査が困難な場合 ただし、掘削を伴う場合は工事立会を原則とするが、次の場合は慎重工事とすることができる。 (a) 過去の発掘調査又は攪乱等による既掘削範囲で当該工事の掘削箇所埋蔵文化財が遺存しないことが明らかな場合 (b) 当該工事の掘削底面及び側面と埋蔵文化財との間に十分な厚さの保護層(攪乱等又は確実な無遺物層)が確保され、かつ工事の計画と埋蔵文化財の所在状況の関係からみて、埋蔵文化財に影響を与えないことが明らかな場合
(2) 工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが、現地で状況を確認する必要がある場合	
①道路建設(改良工事を含む)	○1-(3)-①補足事項(ア)～(エ)の場合で、掘削を伴うとき ただし、2-(1) 補足事項ただし書きに該当する場合を除く
②鉄道建設(改良工事を含む)	○①道路建設に準じる
③建築物、一時的な工作物の設置、土地造成等	○掘削を伴う場合 ただし、2-(1) 補足事項ただし書きに該当する場合を除く
(3) その他	○その他現地で状況を確認する必要がある場合

3. 埋蔵文化財包蔵地において行うものであることを認識の上慎重に工事を施工し、埋蔵文化財を発見した場合は、県又は市町村教育委員会と連絡をとるように求めるもの

工事内容	補足事項
(1) 対象地域が狭小で通常の発掘調査ができない場合で、現地で状況を確認する必要があるとき	○2- (1) 補足事項ただし書きに該当する場合
(2) 工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されており、現地で状況を確認する必要がある場合	
①道路建設（改良工事を含む）	○1-(3)-①補足事項(ア)～(エ)の場合で、掘削を伴わないとき及び 2- (1) 補足事項ただし書きに該当するとき
②鉄道建設（改良工事を含む）	○①道路建設に準じる
③建築物、一時的工作物の設置、土地造成等	○掘削を伴わない場合及び 2- (1) 補足事項ただし書きに該当する場合
④恒久的な盛土・埋立	○現地表面から 3 m未満の盛土・埋立

用語解説

【宝永火山灰】とは宝永4年（1707年）に富士山の山腹が噴火した時（富士宝永火山）に噴出した降った火山灰のことです。宝永火山灰は、砂状であるため確認と分層（分離）がしやすく、神奈川県内に広範囲に降下・堆積していることから時代区分の指標として使われています。

V. 埋蔵文化財包蔵地・指定史跡

1. 包蔵地一覧表【令和6年4月1日現在】

遺跡番号	遺跡名	種別	時代	地区	備考
1	さがみこくぶんじあと 相模国分寺跡 こくぶしゅくいせき 国分宿遺跡	社寺跡 集落跡	縄文・古墳～近世	国分南	一部・国指定史跡
2	さがみこくぶんじあと 相模国分尼寺跡	社寺跡	奈良～中世	国分北	一部・国指定史跡
3	ほんごういせき 本郷遺跡	集落跡	旧石器～近世	本郷	
4	ほんごうなかやついせき 本郷中谷津遺跡	集落跡	縄文～近世	中河内 本郷	
5	—	散布地	—	門沢橋	
6	—	集落跡	—	本郷	
7	—	集落跡	弥生～平安	本郷	
8	—	散布地	—	本郷	
9	さんがわおうけつぼぐん 産川横穴墓群	横穴墓	古墳	上今泉	
10	すぎくぼいせき 杉久保遺跡	集落跡	縄文～近世	杉久保北 杉久保南	
11	すぎくぼおうけつぼぐん 杉久保横穴墓群	横穴墓	古墳～奈良	杉久保北	
12	—	散布地	旧石器・奈良・近世	国分南	
13	—	塚	近世	柏ヶ谷	富士塚
14	—	散布地	旧石器・縄文	柏ヶ谷	
15	—	散布地	旧石器	柏ヶ谷	
16	かしわがやながをさいせき 柏ヶ谷長ヲサ遺跡	散布地	旧石器・縄文・奈良・平安	柏ヶ谷	
17	—	散布地	旧石器	上今泉	
18	さんがわいせき 産川遺跡	散布地	旧石器・縄文	上今泉	
19	—	散布地	旧石器	上今泉	
20	—	散布地	旧石器	上今泉	
21	かみいまいずみなかはらいせき 上今泉中原遺跡	集落跡	縄文	上今泉	
22	—	散布地	縄文・平安	上今泉	
23	—	散布地	縄文	上今泉	
24	—	散布地	弥生	本郷	
25	—	塚	—	本郷	
26	—	散布地	弥生	本郷	
27	—	散布地	弥生	本郷	
28	すぎくぼはすやいせき 杉久保蓮谷遺跡	散布地	旧石器～弥生・奈良～近世	杉久保北	
29	かみいまいずみやといせき 上今泉谷遺跡	散布地	旧石器	上今泉	
30	あきばやまこふんぐん 秋葉山古墳群	古墳 散布地	縄文・古墳・近世	上今泉	一部・国指定史跡

3 1	あかりづか 灯 塚	塚 古墳	弥生、古墳	国分北	
3 2	—	散布地	縄文	柏ヶ谷	
3 3	すぎくぼみやのまえいせき 杉久保宮ノ前遺跡	散布地 集落跡	古墳～中世	杉久保北	
3 4	もうちいせき 望地遺跡	集落跡	縄文・奈良～近世	望 地	
3 5	こくぶあまでらほつぼういせき 国分尼寺北方遺跡	集落跡	縄文～近世	上今泉 国分北	
3 6	うちいでいせき 内出遺跡	散布地 集落跡	古墳・平安・近世	国分北	
3 7	さかさがわあと 逆川跡	運 河 用水路跡	奈良～近世	国分南	
3 8	—	塚	—	上今泉	
3 9	しも や と い せ き 下の谷戸遺跡	散布地	縄文～近世	国分南	
4 0	かみいまいずみおうけつぼぐん 上今泉横穴墓群	横穴墓	古墳	上今泉	
4 1	ちくさんしけんじょうないいせき 畜産試験場内遺跡	散布地	縄文・平安	本 郷	
4 2	—	塚	—	大谷北	
4 3	おやしきいせき 御屋敷遺跡	城館跡 散布地	中世・近世	河原口	
4 4	うえ だい い せ き 上の台遺跡	散布地	奈良・平安	国分南	
4 5	かみはまだいせき 上浜田遺跡 上浜田古墳群	散布地 集落跡 古墳 塚	縄文～近世	国分南 浜田町 大谷北	一部・県指定史跡 一部・市指定史跡
4 6	おおまつばらいせき 大松原遺跡	散布地	平安	国分北	
4 7	しおおなわいせき 四大縄遺跡	散布地	中世・近世	河原口	
4 8	かしわ が や た き の も と い せ き 柏ヶ谷瀧ノ本遺跡	散布地	縄文・奈良～近世	柏ヶ谷	
4 9	き が み お お つ か 相模大塚	塚	—	柏ヶ谷	
5 0	—	散布地	奈良	柏ヶ谷	
5 1	—	散布地	縄文・平安	国分南	
5 2	かわらぐちぼうじゅういせき 河原口坊中遺跡	散布地 集落跡	縄文～近代	河原口	
5 3	こくぶしゅくいせき 国分宿遺跡	集落跡	縄文～平安	国分南	
5 4	こくぶなんばらにしいせき 国分南原西遺跡	散布地 集落跡	縄文・弥生・奈良～ 中世	国分南	
5 5	みやだい い せ き 宮台遺跡	散布地	縄文・近世	国分南	
5 6	こくぶなんばらいせき 国分南原遺跡	散布地	縄文・古墳～平安	国分南	
5 7	こくぶおしぼりおうけつぼぐん 国分押堀横穴墓群	横穴墓	古墳	国分南	
5 8	おおやぼうはらいせき 大谷坊原遺跡	散布地 集落跡	縄文・古墳・平安～ 近世	大谷南	
5 9	おおやよしくぼいせき 大谷吉久保遺跡	散布地 集落跡	奈良・平安・中世	大谷南	

6 0	おおやまくじらいせき 大谷真鯨遺跡	散布地 集落跡	縄文・奈良～近世	大谷南	
6 1	すぎくぼないとうはらおうけつぼぐん 杉久保内藤原横穴墓群	横穴墓	古墳	杉久保北	
6 2	—	横穴墓	古墳	本 郷	
6 3	—	横穴墓	古墳	本 郷	
6 4	—	散布地	縄文	杉久保南	
6 5	—	横穴墓	古墳	杉久保北	
6 6	いせやまこふんぐん 伊勢山古墳群	古 墳	縄文・古墳	杉久保南	
6 7	—	古 墳	古墳	杉久保南	
6 8	—	古 墳	古墳	詳細地点 不明	
6 9	おおやしもはまだいせき 大谷下浜田遺跡	散布地 集落跡	縄文・古墳～近世	大谷北	
7 0	ほんごういけはたおうけつぼぐん 本郷池端横穴墓群	横穴墓	古墳	本 郷	
7 1	ほんごうおうけつぼ 本郷横穴墓	横穴墓	古墳	本 郷	
7 2	かめじまおうけつぼぐん 亀島横穴墓群	横穴墓	古墳	上今泉	
7 3	かみいまいずみごちようめいせき 上今泉五丁目遺跡	散布地 集落跡	旧石器・縄文・近世	上今泉	
7 4	—	散布地	縄文	杉久保北	
7 5	かしわ ^{だいえきまえいせき} 台駅前遺跡	散布地 集落跡	旧石器～近世	柏ヶ谷	
7 6	しゃけうじやまいせき 社家宇治山遺跡	集落跡 その他の墓	弥生・古墳・ 平安～近世	社 家	
7 7	おおやむこうはらいせき 大谷向原遺跡	散布地 集落跡	縄文～中世	大谷南 杉久保北	
7 8	おおまつばらひがしいせき 大松原東遺跡	散布地	旧石器	国分北	
7 9	—	横穴墓	古墳	大谷南	
8 0	おおやいちばいせき 大谷市場遺跡	散布地 集落跡	縄文・古墳～近世	大谷北	
8 1	なかのさくらのいせき 中野桜野遺跡	散布地 集落跡	弥生～近世	中 野	
8 2	あとぼりいせき 跡堀遺跡	散布地 集落跡	弥生～近世	門沢橋 中 野	
8 3	欠番				
8 4	すぎくぼどあいおうけつぼぐん 杉久保土合横穴墓群	横穴墓	古墳	杉久保北 杉久保南	
8 5	すぎくぼひがしやといせき 杉久保東谷遺跡	散布地	旧石器・縄文	杉久保北	
8 6	かみごういせき 上郷遺跡	塚	中世	上 郷	
8 7	あるかおかきようづか 有鹿丘経塚	—	—	河原口	
8 8	あるかいせき 有鹿遺跡	散布地	弥生・平安～近世	河原口	
8 9	すぎくぼかまさかいせき 杉久保釜坂遺跡	集落跡	旧石器・縄文・奈良～ 近世	杉久保北	
9 0	すぎくぼないとうはらいせき 杉久保内藤原遺跡	集落跡	縄文・弥生～近世	杉久保北	

2. 指定史跡一覧表（令和6年4月1日現在）

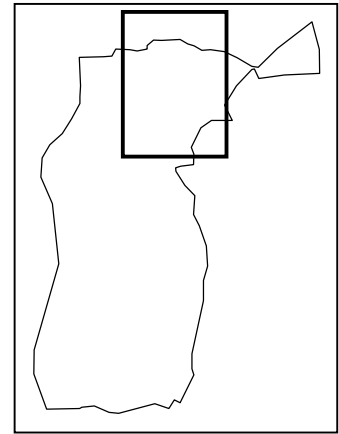
遺跡番号	史跡名	種別	時代	地区	指定年月日
1	さがみこくぶんじあと 相模国分寺跡	国指定	奈良・平安	国分南	大 10. 3. 3
2	さがみこくぶんじあと 相模国分尼寺跡	国指定	奈良・平安	国分北	平 9. 4. 3 (当初) 平 14. 3. 19 (追加) 平 20. 3. 28 (追加)
3 0	あきばやまこふんぐん 秋葉山古墳群	国指定	古墳	上今泉	平 17. 7. 14
4 5	かみはまだちゅうせいけんちくいこうぐん 上浜田中世建築遺構群	県指定	中世	浜田町	昭 56. 2. 10
4 5	ひさごづかこふん 瓢箪塚古墳	市指定	古墳	国分南	平 10. 8. 28

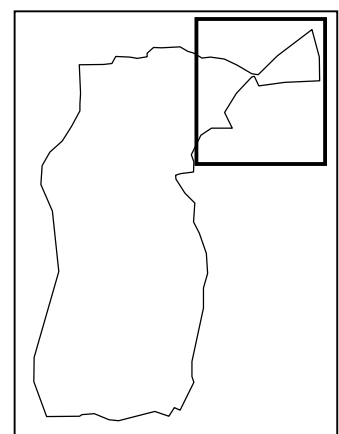
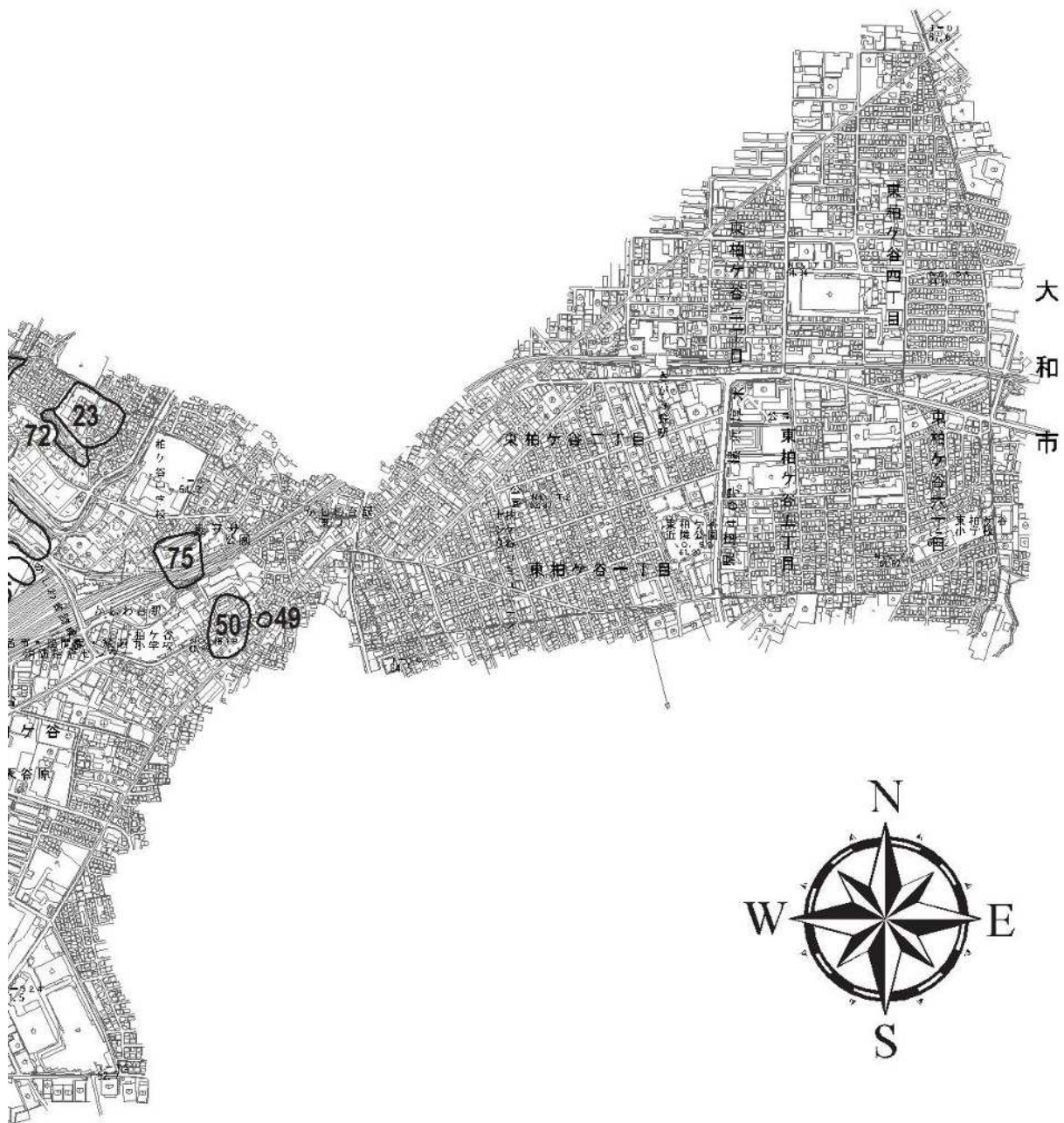
3. 指定天然記念物一覧表（令和6年4月1日現在）

	天然記念物名	種別	所在地	指定年月日
1	海老名の大櫨	県指定	国分南一丁目 1150 番地先	昭 29. 3. 30
2	有馬のはるにれ	県指定	本郷 3881 番	昭 29. 7. 29
3	椿地蔵のツバキ	市指定	杉久保南四丁目 2621 番 2	平 10. 8. 28

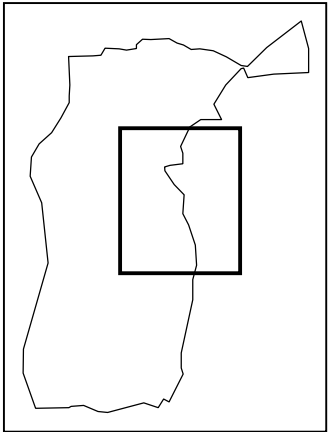
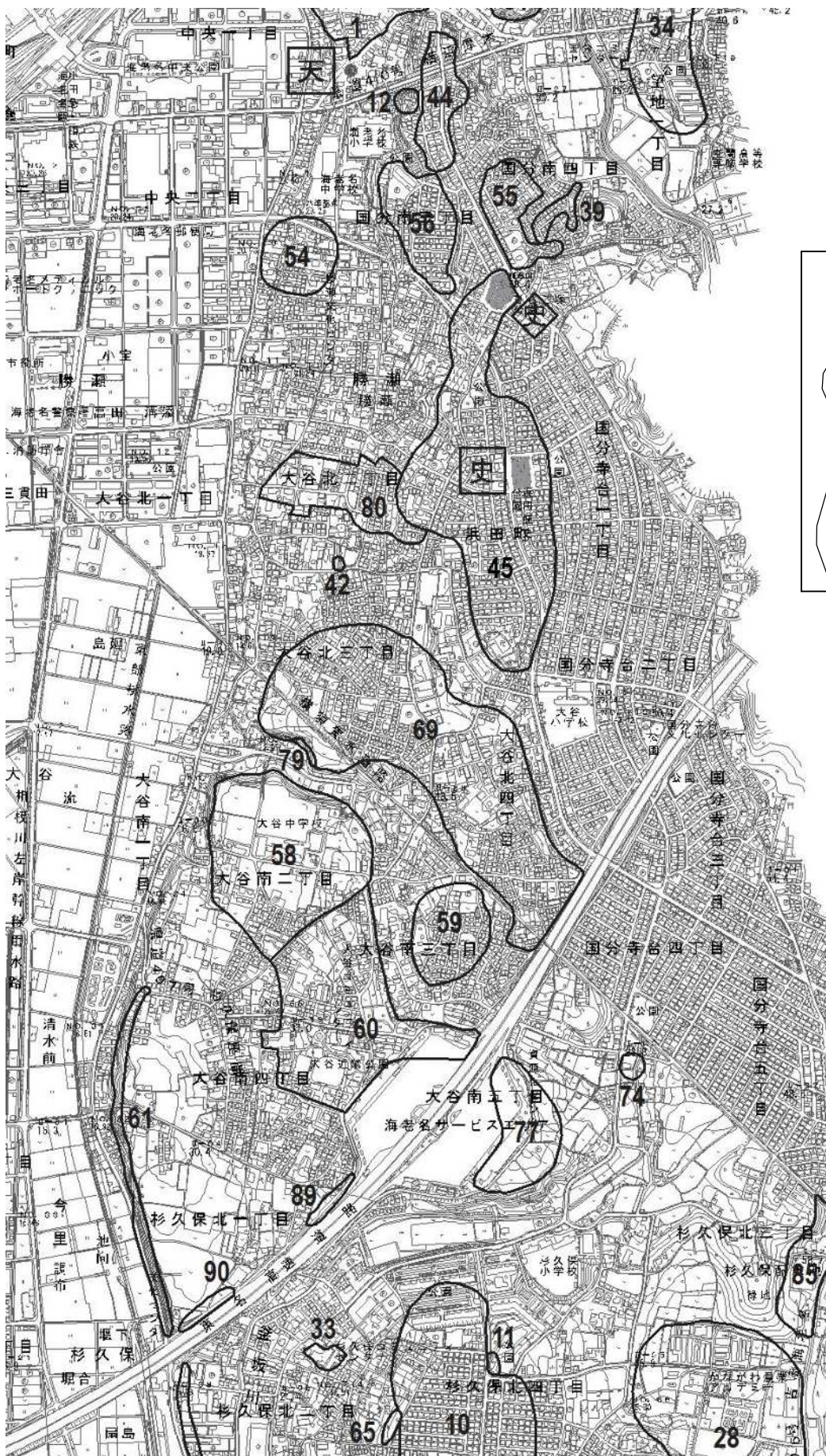
- (1) この「遺跡分布地図」は、神奈川県教育委員会が発行している令和5年12月31日現在の遺跡分布図の写しです。
- (2) 遺跡(埋蔵文化財包蔵地)範囲は、不時発見・発掘調査によって年度途中でも追加、変更などがありますので、最終確認は窓口でしてください。
- (3) 遺跡(埋蔵文化財包蔵地)での土木工事等の届出が必要な地域は、隣接地を含みますので、工事等の予定地が近接している場合は、事前に窓口で確認してください。
- (4) この地図は、海老名市遺跡分布地図のため、市外の遺跡(埋蔵文化財包蔵地)については隣接しているものでも記載されていません。

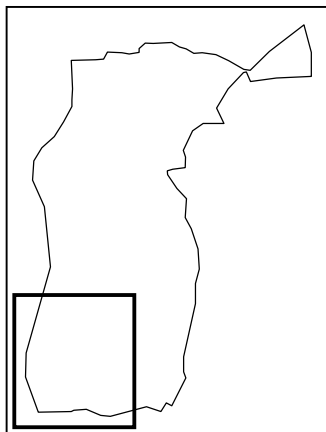


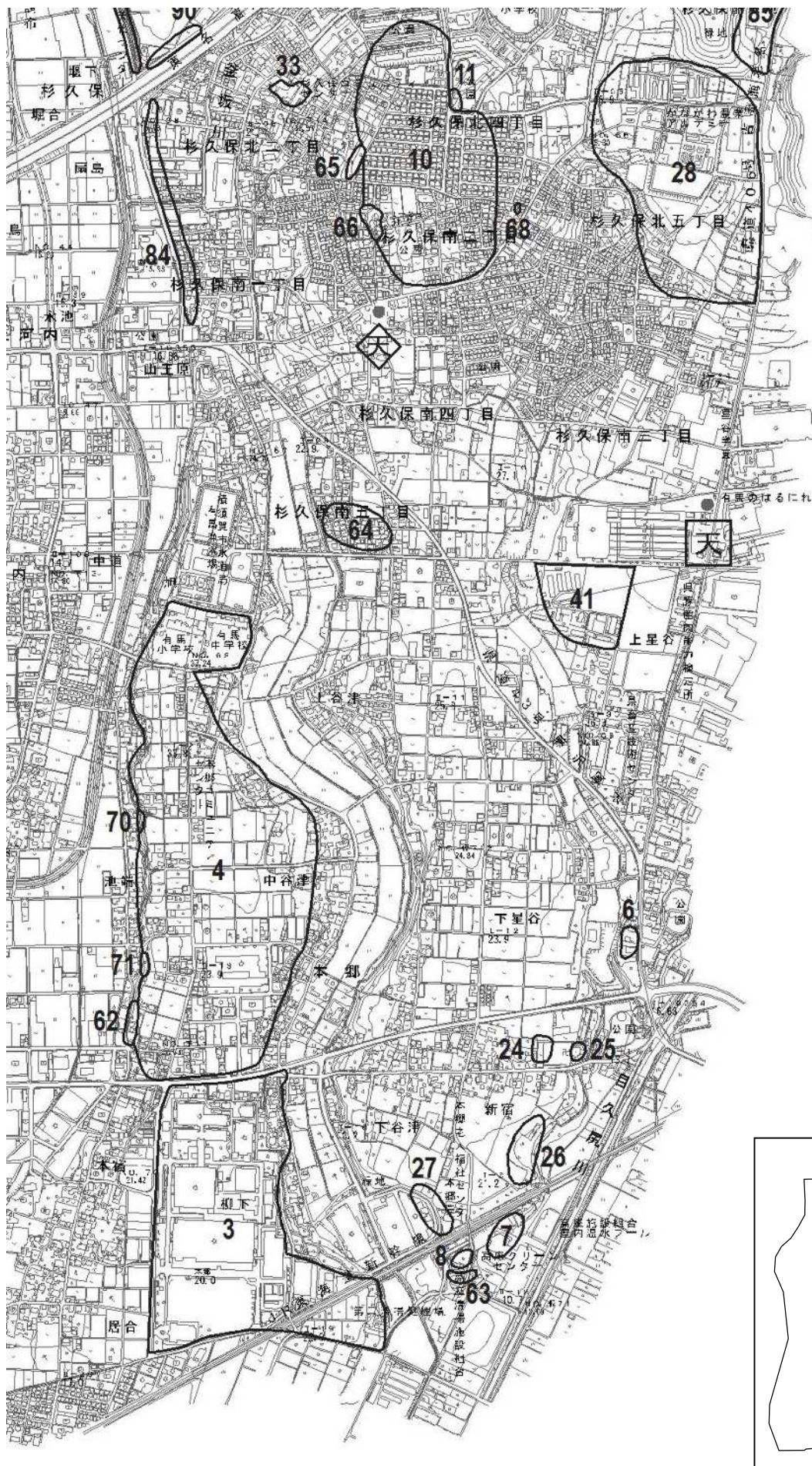








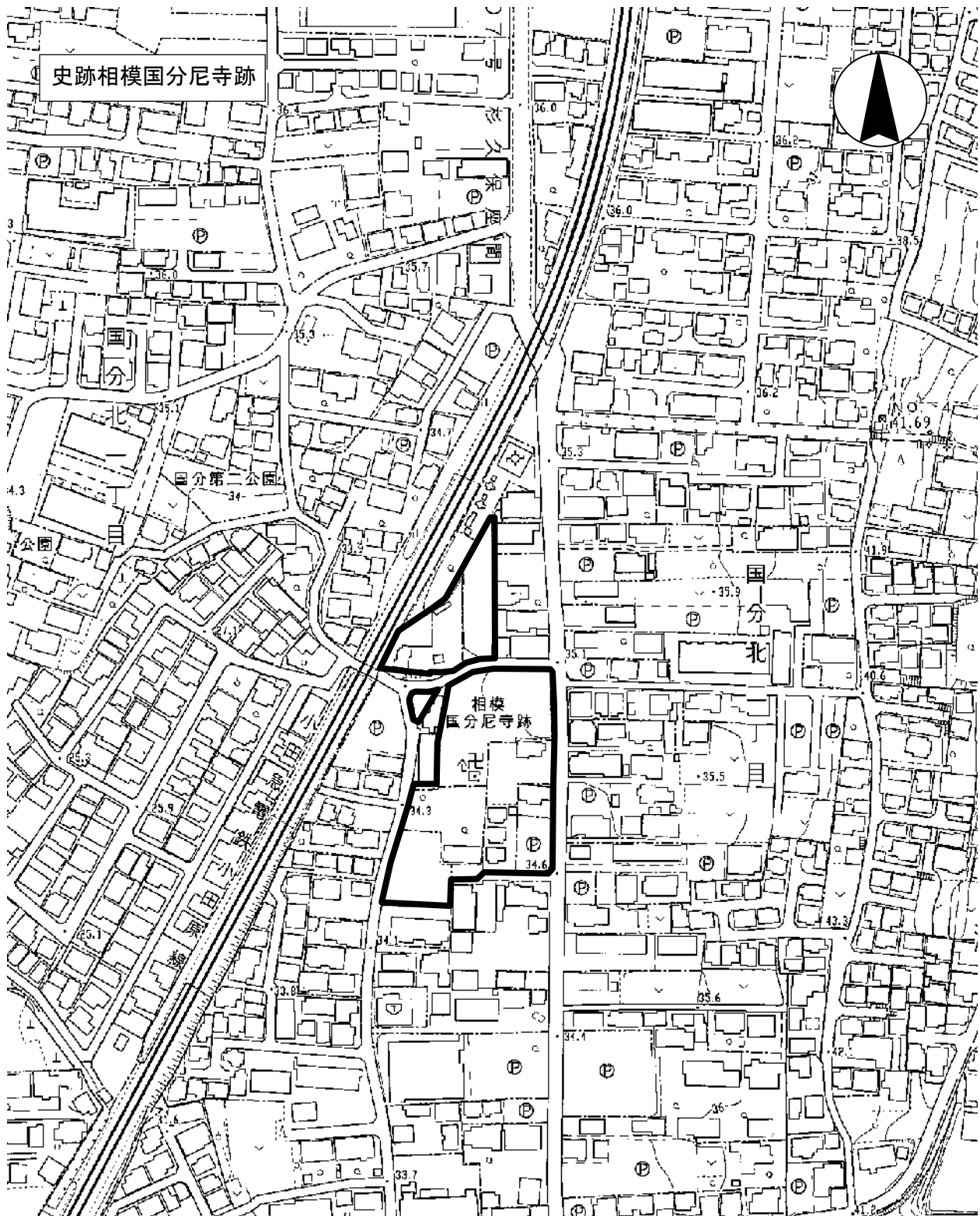


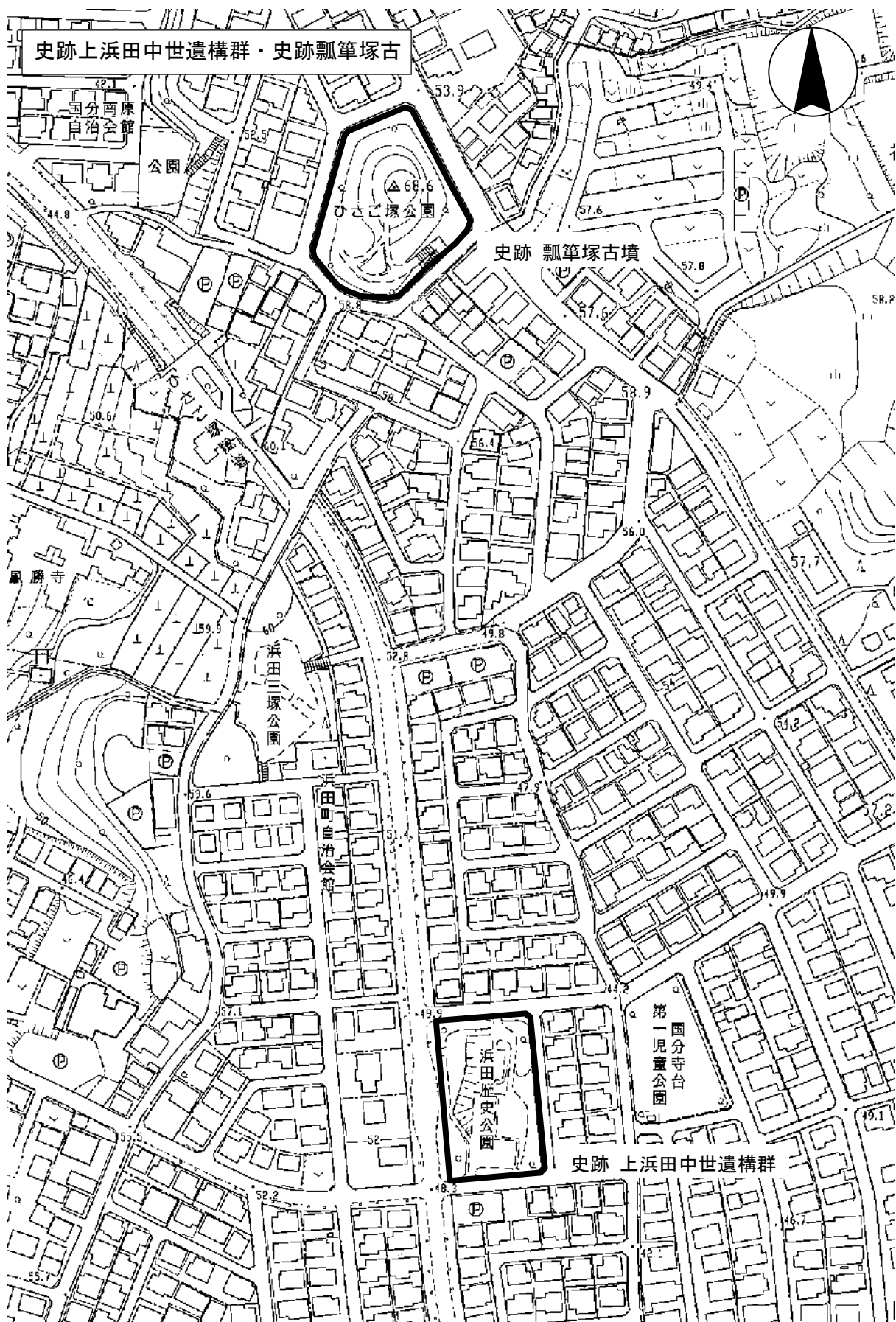


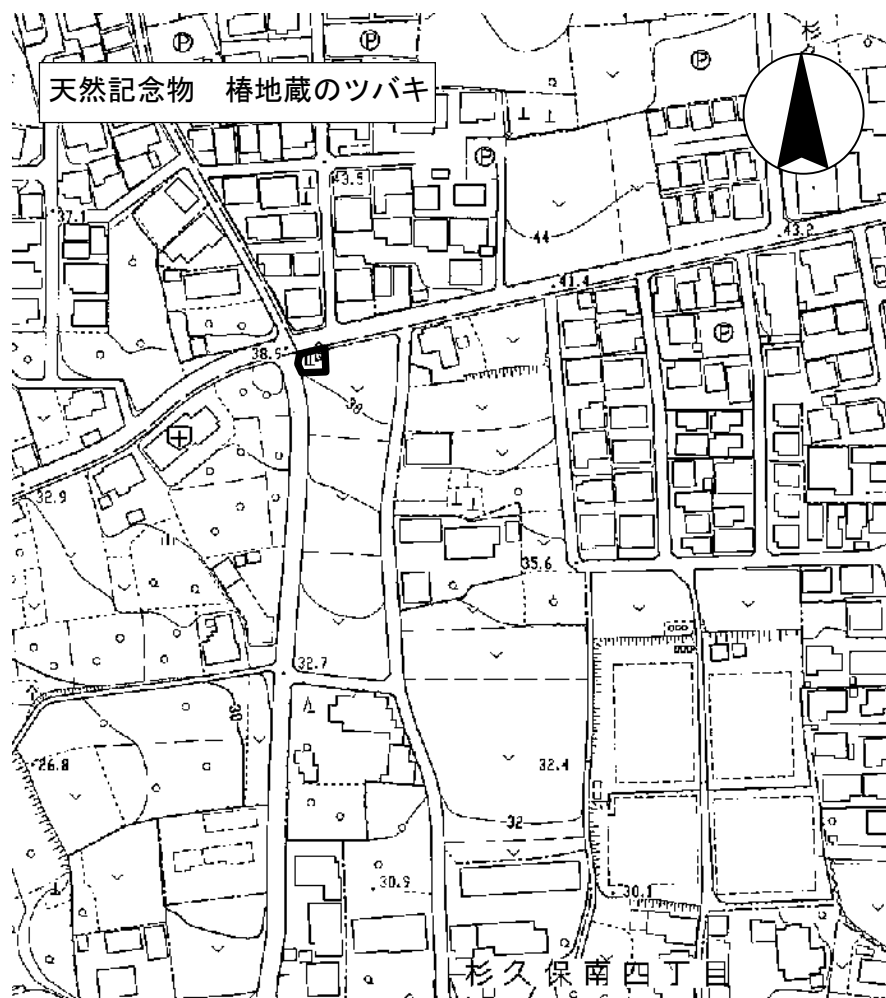
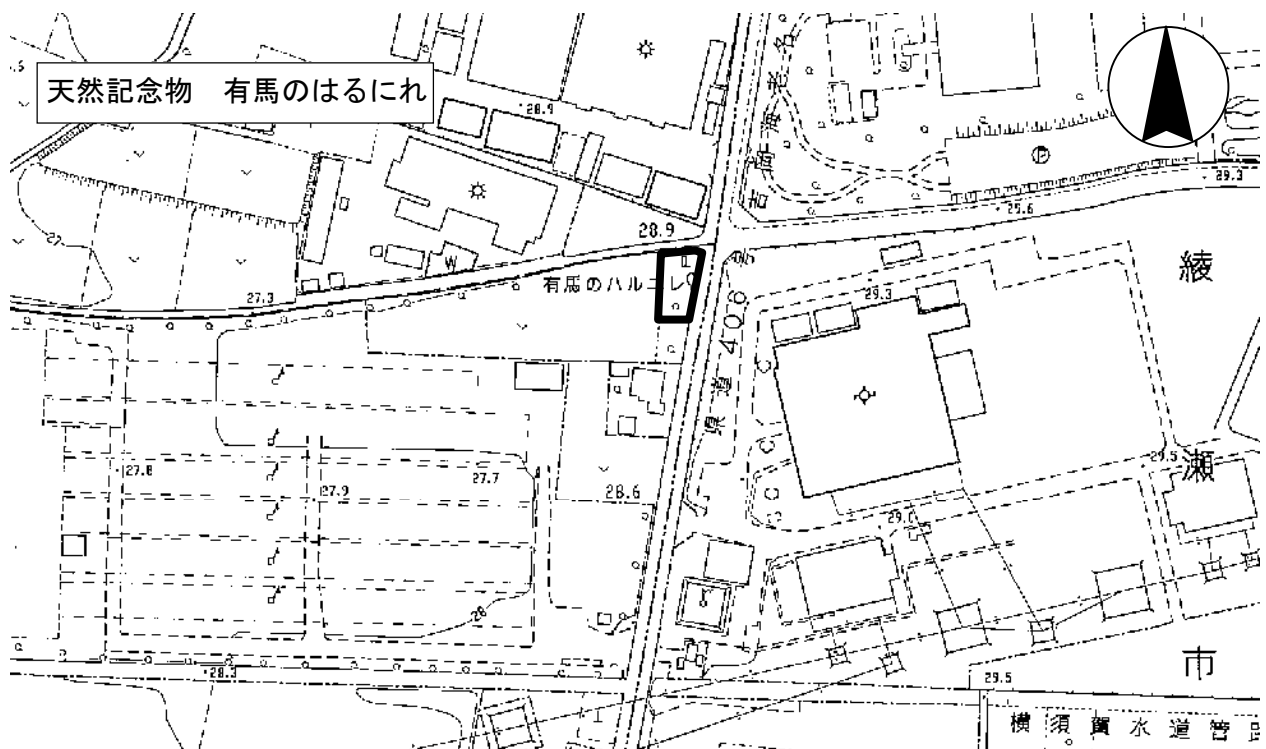
5. 史跡・天然記念物指定範囲図（令和6年4月1日現在）

- （1）太線で囲われている範囲が指定範囲となります。
- （2）史跡指定範囲内において現状を変更する（土木工事等）場合は「現状変更申請」を提出し、「現状変更許可」を受けないと工事施工できません。
- （3）土木工事等の内容や史跡によって適用が異なりますので個別に市教育委員会と協議してください。なお、史跡の価値を損なうような工事、建て替え等はできないことがあります。









海老名市埋蔵文化財届出等の手引き

令和6年4月1日 第25版

編集・発行 海老名市教育委員会